

平成20年6月1日から施行

# 道路交通法が一部改正されました

## 後部座席のシートベルト着用が義務化



自動車の運転者は、助手席以外についてもシートベルトを装着しない者を乗車させて、自動車を運転してはいけません。

## 75歳以上の者・聴覚障害者の保護

75歳以上の者および聴覚障害者は、普通自動車を運転する場合、それぞれ内閣府令で定める「高齢運転者標識」「聴覚障害者標識」を表示しなければなりません。

罰則：2万円以下の罰金または料料

「高齢運転者標識」「聴覚障害者標識」を表示した普通自動車に対する幅寄せなどが禁止されます。

罰則：5万円以下の罰金



## 自転車の通行ルールが一部変更

### ★普通自転車の歩道通行可能要件の明確化



普通自転車は「道路標識等で指定された場合」「運転者が児童・幼児の場合」「車道または交通の状況からみてやむを得ない場合」には、歩道通行が可能です。

### ★乗車用ヘルメット着用努力義務の導入

児童・幼児（13歳未満の者）を保護する責任のある者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。



問合せ 西条警察署 TEL0897-56-0110 西条西警察署 TEL0898-64-0110

## みんなで防ごう土砂災害

梅雨や台風の季節を迎え、大雨による土砂災害に備えるため、県と市では毎年この時期にパトロールを行い、土砂災害危険箇所などの点検、周辺住民への周知、啓発活動を行っています。

土砂災害から身を守るため、防災情報を正しく理解し、避難経路、避難場所をあらかじめ確認するなどの「日頃の備え」と、雨量情報や前兆現象などに注意して「早めの避難」を心がけてください。

急傾斜地の崩壊やがけ崩れなどから生命・財産を守るため、県や市ではそれらの予防対策工事に対する次の補助制度を実施しています。

### ■急傾斜地崩壊対策事業（実施主体：愛媛県）

採択条件：①がけ崩れによって著しい被害を受ける恐れのある人家が、おおむね10戸以上②がけの高さが10m以上③がけの傾斜度が30度以上④移転適地がないこと

負担割合：国・県98.2%、市1.8%、受益者0%

### ■がけ崩れ防災対策事業（実施主体：西条市）

採択条件：①自然がけ②がけの高さが5m以上③がけの傾斜度が30度以上

負担割合：県60%、市27.5%、受益者12.5%

### ■問合せ 市庁舎別館河川課 河川係 TEL0897-52-1543

6月は土砂災害防止月間、防災対策強調月間  
6月1日(日)～7日(土)はがけ崩れ防災週間

## 土砂災害の前兆現象

### 土石流



- ・山鳴りがする
  - ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる
  - ・川の流れがにごり、流木が混ざりはじめる
- 特徴：谷や斜面にたまった土・砂・石などが、集中豪雨などの大量の水とまじり合って一気に流れ出てくる。

### 地すべり



- ・地面にひび割れができる
  - ・沢や井戸の水がにごる
  - ・斜面から水が吹き出す
- 特徴：比較的緩やかな斜面において、粘土などのすべりやすい層を境に、その地面がズルズル動き出す。

### がけ崩れ



- ・がけからの水がにごる
  - ・がけにひびが入る
  - ・小石がバラバラ落ちてくる
- 特徴：地面にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、斜面が突然崩れ落ちる。



▲急傾斜地崩壊対策事業の実施例



▲がけ崩れ防災対策事業の実施例